

宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県内物流機能の維持を図るため、厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者及び倉庫事業者に対して、エネルギー価格高騰分の一部について、予算の範囲内において、宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象者は、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなしだ企業を除く。）のうち以下の者とする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする者（以下「貨物運送事業者」という。）
 - (2) 宮城県内において倉庫業法（昭和31年法律第121号。以下「法」という。）第3条による倉庫業の登録を受けている倉庫事業者（以下「倉庫事業者」という。）
- 2 補助対象車両及び倉庫並びに補助単価は、別表1のとおりとする。
- 3 補助金額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第3 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、補助金交付申請書として、別表2で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 交付規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表3のとおりとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。
- 5 第1項の交付申請は、交付規則第12条第1項に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第4 交付規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(交付の決定及び額の確定)

第5 知事は、第3に定める交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、交付規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、交付規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(決定の取消し)

第7 知事は、補助金の交付決定を受けた補助対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

1 貨物運送事業者

補助対象車両	<p>1 以下のすべてを満たす車両（電気自動車、二輪自動車、被牽引車を除く）</p> <p>(1) 令和7年4月1日から申請日まで運送事業のために稼働していた（申請日以降に納車される車両にあっては、令和8年3月31日までに稼働する）車両</p> <p>(2) 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両</p> <p>(3) 用途が貨物または特種であるもの。</p> <p>(4) 事業用</p>
補助単価	<p>対象期間の各月において、長距離貨物運送（※1）を継続的に行っていることが確認された車両に対し、1台当たり補助単価に0.5倍の額を上乗せする。</p> <p>小型・軽以外 1台につき6万円（3万円）※2</p> <p>小型 1台につき4万円（2万円）</p> <p>軽 1台につき2万円（1万円）</p> <p>※1 「長距離貨物運送」とは、一の運行（自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまで）の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年二月九日労働省告示））</p> <p>※2 括弧内上乗せ額</p>

2 倉庫事業者

補助対象倉庫	<p>1 以下の全てを満たす倉庫</p> <p>(1) 令和7年4月1日から申請日まで倉庫業のために使用していた（申請日以降に使用開始する倉庫にあっては、令和8年3月31日までに使用開始する）倉庫</p> <p>(2) 倉庫業登録に係る倉庫明細書又は東北運輸局長の証明書に記載されている倉庫</p> <p>2 上記倉庫のうち、倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号。以下「施行規則」という。）第24条第5項に規定する期末倉庫使用状況報告書に記載の受寄物在貨面積又は容積の平均</p>		
補助単価	倉庫の種別※	単位	1単位当たり 単価
	冷蔵室保管温度の級別		
	1類倉庫	受寄物在貨面積平均 (m ²)	130円
	2類倉庫		
	冷蔵倉庫	C級 F級	受寄物在貨容積平均 (m ³)
			395円 870円
※施行規則第3条に規定する種別			

別表2

1 貨物運送事業者

分類	申請項目
申請日	申請日
申請者情報	区分 法人・個人事業主から選択 法人の場合は、本店所在地・法人名・代表者名・電話番号・担当部署名・担当者名・メールアドレス・役員氏名・役員氏名フリガナ・役員住所 個人事業主の場合は、住民登録地・氏名・電話番号・メールアドレス
申請する車両の情報	種別毎の申請台数・各車両の車検証上の登録番号・車両毎の事業用貨物車両種別
補助金申請額の計算	車両種別毎の申請額・申請総額 ※自動表示
補助交付要件の確認	1 様式対象事業者 (1) 交付要綱第2に定める事業者であること (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと (3) 県税に未納がある者ではないこと 2 中小貨物運送事業者の補助要件の確認 (1) 令和7年4月1日から申請日まで稼働していた（申請日以降に納車される車両にあっては、令和8年3月31日までに稼働する）車両である (2) 事業用である (3) 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両であり、登録年月日／交付年月日が申請日（申請日以降に納車される車両にあっては、令和8年3月31日）までの日付である (4) 有効期間の満了する日が令和7年4月1日以降の日付である (5) 使用者の氏名又は名称が申請者と同一の個人または法人である (6) 二輪自動車、被牽引自動車、靈柩車ではなく、電気を動力源とするもので内燃機関を有しないものではない (7) 申請車両の事業用貨物車両種別・長距離貨物運送車両の有無
振込口座情報	銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合は、銀行名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナ 郵便局の通帳に振込の場合は、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナ・預金種目

2 倉庫事業者

分類	申請項目
申請日	申請日
申請者情報	<p>区分 法人・個人事業主から選択 法人の場合は、本店所在地・法人名・代表者名・電話番号・担当部署名・担当者名・ メールアドレス・役員氏名・役員氏名フリガナ・役員住所 個人事業主の場合は、住民登録地・氏名・電話番号・メールアドレス</p>
申請する倉庫の情報	補助対象となる倉庫の名称・分類・所管面積・四半期毎の受寄物在荷面積
補助金申請額の計算	<p>倉庫種別毎の申請額・申請総額 ※自動表示</p>
補助交付要件の確認	<p>1 補助対象事業者 (1) 交付要綱第2に定める事業者であること (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力團員等ではないこと (3) 県税に未納がある者ではないこと 2 倉庫事業者の補助要件の確認 (1) 令和7年4月1日から申請日まで倉庫業のために使用していた（申請日以降に使用開始する倉庫にあっては、令和8年3月31日までに使用開始する）倉庫である</p>
振込口座情報	<p>銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合は、銀行名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナ 郵便局の通帳に振込の場合は、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナ・預金種目</p>

別表3

1 貨物運送事業者

添付書類
(1) 全ての申請車両の自動車検査証記録事項
(2) 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可、発行から3か月以内のもの）、個人にあっては本人確認書類の写し（住所記載のあるもの）【運転免許証（両面）、住民票の写しなどのいずれか1点】
(3) 資本金または出資金が3億円を超える法人にあっては法人事業概況説明書等常時使用従業員数がわかる書類
(4) 複数の事業を行っている事業者にあっては、法人事業概況説明書等それぞれの事業の売上額がわかる書類
(5) 県税納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
(6) 別表1に記載の補助単価の上乗せ分を含めて交付の申請をしようとする場合、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者にあっては、令和7年4月から申請日までのうちの任意の4月分において、各月1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第8条第1項第1号から第3号に規定する事項が全て記載されているもの）、それ以外の事業者にあっては、県が必要と認める書類
(7) その他知事が必要と認める書類

2 倉庫事業者

添付書類
(1) 施行規則第24条第5項に規定する期末倉庫使用状況報告書の写し（令和6年10月1日から令和7年9月30日までのもの）
(2) 法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書）、（写し可、発行から3か月以内のもの）、個人にあっては本人確認書類の写し（住所記載のあるもの）【運転免許証（両面）、住民票の写しなどのいずれか1点】
(3) 資本金又は出資金が3億円を超える法人にあっては、法人事業概況説明書等常時使用従業員数がわかる書類
(4) 県税納税証明書（発行から3か月以内のもの）
(5) その他知事が必要と認める書類